

# FUJITSU 統合業務ソリューション SUPER BENECAI お客様事例紹介 コンフェックス株式会社



CONFEX



【本社】 東京都渋谷区代々木3-38-7  
【設立】 昭和25年 1月  
【資本金】 8,000万円  
【従業員数】 310名 (2014年3月現在)

## ● お客様



執行役員  
財務・人事・総務本部長  
木下 喜弘 氏

SUPER BENECAI導入前のご状況についてお聞かせください。

### 「原則法は“複雑”なイメージ」

「今までは、期末時点の自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法で退職給付会計に関する数値を把握していました。簡便法はずっと計算してきた方法でしたので、慣れていましたし、あまりこの方法から変えたくない、というのが本音でした。

しかし、従業員が300名を超えたため原則法へ切り替えることになりました。原則法については、将来の予測計算が必要なため、複雑で手間がかかるイメージを持っていました。原則法への切り替えを決めた当初は、決算の都度かなりの作業が必要になるのではないかと不安を感じていました。」

SUPER BENECAI導入経緯をお聞かせください。

### 「決め手は“信頼感”と“フォローの手厚さ”」

「簡便法から原則法に移行するにあたり、選択肢としては、計算を生命保険会社や信託銀行等の外部機関に委託する、または計算ソフトを購入し自社で計算をする、という2通りがありました。そのうち、コストの面から外部機関への計算委託は選択肢に入れていませんでした。

計算ソフトの中でもSUPER BENECAIについて知ったきっかけは、監査法人から紹介された退職給付会計のセミナーでした。今までは『退職給付会計＝難しい』というイメージでしたが、セミナーに参加し、退職給付会計について理解が出来るようになってきました。セミナー内のSUPER BENECAIの紹介では『あまり操作が難しくなさそう』という印象を受けました。他社からも計算ソフトの紹介を受けたのですが、“売るだけ”という印象を受けたものも少なくありませんでした。SUPER BENECAIはソフトの内容や導入後のフォローまで丁寧に説明して頂き、フォローの手厚さに安心感があり、それが決め手となりました。監査法人からも信頼がある様子で、それも決めた理由の1つとなりました。」

簡便法から原則法への移行時についてお聞かせください。

### 「『こんなにスムーズに進んでいいの』というくらいスムーズに移行」

「はじめにもお話しした通り、原則法への移行に対しては不安がありました。しかし、実際にSUPER BENECAIの導入作業が始まった際、事前に当社制度についてコンサルタントの方が当社と監査法人と細かいところまで確認して頂いていたため、安心してお任せすることが出来ました。簡便法から原則法への移行時も、特段問題もなく、スムーズに移行が出来ました。『こんなにスムーズに進んでいいの』というくらいスムーズでしたので、他のソフトだったらこんなにスムーズにいかなかったのでは、と感じております。

また、当社では簡便法から原則法への移行と同時に並行で退職給付に関する会計基準の変更にも対応していきました。当初は“原則法に移行する”ということだけ意識しておりましたが、コンサルタントの方や監査法人とも話し合い、同時に進めていくことになりました。改正基準への対応を同時に進められるとはとても思っていなかったのですが、コンサルタントの方と監査法人と話し合いながら進めていき、これもまたあっという間に対応を完了することが出来ました。」

## SUPER BENECELの操作性についてお聞かせください。

## 「はじめてでも非常に分かりやすい操作」

「セミナーで製品紹介を見たときから、操作はそれほど難しくなく、むしろ簡単なイメージを持っていました。実際に操作してみたところ、“非常にわかりやすい”という印象を受けました。ソフト自体が大変分かりやすい仕組みになっているため、人事データを取り込みさえすれば、不慣れでも数値を出すことができました。また、頂いた操作手順書も当社専用に作りこんで頂いたものなので、その手順書を見れば誰でも簡単に操作が可能だと思います。今回は原則法に移行してから初めての決算ということもあり、コンサルタントの方に電話やメールでサポート頂きながら操作を進めていきました。操作自体は非常に分かりやすく、使いやすいため、次回からはそれほどサポート頂かなくても一連の操作がスムーズに進められると思います。

帳票の見やすさもSUPER BENECELの魅力の1つだと思います。監査法人に提出するのに必要な帳票はすべて備えていますし、それ以外にも便利な帳票が揃っています。例えば総括報告書という帳票では、今まで自分たちで集計していた情報が一気に見ることが出来るので助かっています。SUPER BENECELを導入したことにより、今まで自分たちがやっていた作業の手間が省けたのは嬉しい誤算でした。また監査法人に出さなくてはいけない資料がすぐに出てきますので、監査法人への対応にも困ったことはありません。帳票の見方集も渡して頂き、必要な数値をすぐに出すことができました。

まずは必要性から原則法の数値を算定することに注力しましたが、期首に損益が確定し損益の見通しが立てやすい等の原則法のメリットはこれから実感するのもかもしれませんね。」

## SUPER BENECELのサポート対応についてお聞かせください。

## 「フォロー体制の安心感」

「まず、コンサルタントの方は事前に退職金規程を見て頂いていて、当社の制度の内容についてよく理解して頂いていました。また、実際の導入の際にも、しっかりと細かい部分まで打ち合わせをして頂いたのが有難かったです。そのおかげで、自社の実態に合った設定をして頂くことができました。また、簡便法から原則法に移ったことにより、今までと考え方が異なり、戸惑ってしまったこともあったのですが、退職給付債務の計算だけでなく、会計処理の部分までフォローを頂き助かりました。サポートにつきましては、常に使用者側のことを考えて、柔軟に対応して頂いています。分からないことについて聞くと、すぐにご回答頂けるおかげで、聞いたことに対して理解がしやすかったです。他のソフトではここまで細かく対応して頂けなかったのでは、と思うとSUPER BENECELに決めて良かったですね。売っただけでない、フォロー体制に大変安心感があります。」

## SUPER BENECELに今後期待することをお聞かせください。

「今の時点で大変満足しております。今後も現在のようなフォロー体制を続けて頂きたいと思います。退職給付会計についてもより一層理解していきたいですし、まだ不慣れな部分もありますので、お聞きすることがたくさんあると思います。また、SUPER BENECELの導入以外に受けられるサービスがあればご紹介頂きたいですね。今後ともよろしくお願い致します。」

## ※ SUPER BENECELとは・・・

決算に必要な退職給付関連数値算定だけでなく、最大20年間の中長期予測機能や各種シミュレーション・分析機能を装備し、導入実績570社を超えるお客様にて決算数値算定及び経営管理ツールとしてご活用頂いている退職給付債務管理パッケージです。  
国内基準はもとよりIFRSにも対応しており、決算の他、予算管理・事業計画・キャッシュフロー予測・制度変更影響分析・人事管理など幅広い目的で活用可能です。  
担当制サポートにより通常のサポートのみならず監査対応も安心です。

## サポート担当者



富士通Japan株式会社  
共通ソリューション開発本部  
第三ソリューション事業部  
第三ソリューション部  
島脇 和也

## SUPER BENECEL導入から現在まで

- 【退職給付制度】  
退職金制度
- 【監査法人】  
太陽有限責任監査法人
- 【SUPER BENECEL対応経緯】  
2013年 SUPER BENECEL導入  
2013年 簡便法から原則法へ移行  
2013年 改正基準対応

## お問い合わせ先

富士通Japan株式会社  
共通ソリューション開発本部  
第三ソリューション事業部  
第三ソリューション部 退職給付会計チーム  
E-mail : contact-benecal@cs.jp.fujitsu.com

ご案内担当